教示1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

2　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に盛岡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に盛岡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

茨城県つくば市吾妻四丁目一六番地四プレヴュー吾妻二〇五号　福田畜産有限会社

清算人　福田　弘通

解散公告

当社は、平成二十三年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目二一番九号

有限会社スズキ鉄工所

代表清算人　浜本　君江

解散公告

当社は、平成二十三年七月七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

千葉県市原市八幡海岸通り七五番二号

イトンサービス株式会社

清算人　引地　顕宏

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番五号二〇山京ビル　グリーンツーリスト株式会社

代表清算人　木村　英俊

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都港区芝三丁目三四番一―一三〇三号

株式会社ソラ・インターナショナル

代表清算人　大髙　裕

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

ビーアイエメラルドリース有限会社

清算人　諸井　伸明

解散公告

当社は、平成二十三年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都大田区仲六郷一丁目九番一一号

有限会社村山製作所

清算人　村山　勉

（連絡先）神奈川県川崎市中原区木月四―三一―一〇　KS元住吉八〇一

解散公告

当社は、平成二十三年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都港区南二丁目三番一三号

東友管財株式会社

代表清算人　鮫島　常樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十三年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都新宿区四谷一丁目二三番地

日貨振興株式会社

代表清算人　赤熊　博史

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都千代田区神田駿河台三丁目一番九号

G・O・Gアイティーステーション株式会社

代表清算人　工藤　政彦

解散公告

当社は、解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番五号青山セブンハイツ六〇二

株式会社いちうま

代表清算人　平野　慧親

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

ビーアイパールリース有限会社

清算人　諸井　伸明

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の社員総会により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥致します。

平成二十三年七月八日

東京都港区南青山六丁目二番九号

フォーティファイ・ソフトウェア合同会社

清算人　井上　修

解散公告

当社は、平成二十三年六月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月八日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

有限会社ＡＳＮディベロップメント

清算人　石川　雅浩

信用事業の一部譲受にかかる公告

当金庫は、平成23年6月24日開催の平成23年通常総代会におきまして、主務大臣の認可を条件として、平成23年10月11日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町1310番地）からの信用事業の一部譲受（業務部業務第十三グループおよび融資部融資第十三グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、この信用事業の一部譲受に対しご異議のある債権者は、平成23年8月9日までにその旨お申出下さいますよう、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条で準用する同法第十二条の規定により公告いたします。

なお、当金庫の貸借対照表については、当金庫本店に備え置いてあります。

平成二十三年七月八日

東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

農林中央金庫

代表理事理事長　河野　良雄